

## 豊田市入札参加停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有資格業者（豊田市契約規則（昭和39年規則第28号）第5条第3項に規定する名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）に対する入札参加停止等の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加停止)

第2条 有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について入札参加停止を行うものとする。

2 当該入札参加停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 当該入札参加停止に係る有資格業者が現に一般競争入札の参加資格を得ている場合は、当該一般競争入札の参加資格を失うものとする。

4 入札参加停止をしようとするときは、あらかじめ、豊田市業者選定審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第3条 入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

2 共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

3 入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表に掲げる措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって入札参加停止を行うものとする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の措置期間は、該当する措置期間の2倍の期間とすることができる。

(1) 入札参加停止の期間中及び入札参加停止の期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 別表第10項から第18項までの措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後2年を経過するまでの間に、それぞれ別表第10項から第18項までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

4 入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪

質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前3項に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。

- 5 入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認められるときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

(入札参加停止の通知)

第5条 第2条第1項若しくは第3条各項の規定により入札参加停止を行い、前条第4項の規定により入札参加停止の期間を変更し、又は同条第5項の規定より入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

- 2 前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が本市の発注した契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、あらかじめ審査会の承認を受けたときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 入札参加停止の期間中の有資格業者が本市の契約に係る工事、業務等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(入札参加停止に至らない事由に関する措置)

第8条 入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(疑義の解決等)

第9条 この要綱の解釈及び運用は、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ(平成18年7月4日最終改正)及び公共工事契約制度運用研究会編著・中央公契連指名停止モデルの解説(平成6年8月)を参考にする。

- 2 この要綱の解釈及び運用について疑義が生じたときは、審査会の意見を聴き、審査会の長がこれを決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(工事等指名停止措置要領及び物品購入等指名停止要綱の廃止)

- 2 工事等指名停止措置要領(平成3年4月1日施行)及び物品購入等指名停止要綱(平成5年6月1日施行)は、廃止する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が施行日前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
(「指名停止」の読み替え)
- 2 この要綱の施行期日前に本市が行った指名停止措置については、「指名停止」を「入札参加停止」と読み替えて、この要綱の規定を適用するものとする。

別表

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本市が発注する工事の請負並びに設計、監理、調査及び測量並びに物品の製造の請負及び購入その他の契約に係る一般競争、指名競争及び随意契約において、競争参加資格申請書、競争参加資格確認資料その他入札及び見積り前の調査資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 本市と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「本市発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。（かしが軽微であると認められるときを除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>3 愛知県内における工事で前項に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>4 本市と締結した物品購入等の契約に係る供給物品等について、過失によりかしを生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>5 本市との契約の履行に当たり、次のアからエまでに掲げる場合に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 入札等で落札したにもかかわらず、契約締結を拒んだとき。</p> <p>イ 正当な理由がなく契約の履行を遅延させ、違約金を徴せられたとき。</p> <p>ウ 契約者の責めに帰する理由により契約を解除されたとき。</p> <p>エ アからウまでに掲げる場合のほか、本市と締結した契約の履行に当たり、契約に違反したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内 遅延期間の 3 倍</p> <p>1 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 6 か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>6 本市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>ア 死亡者を出した場合 イ 負傷者を出した場合 ウ 損害を与えた場合</p> <p>7 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であり、かつ、当該業者を入札参加停止する必要があると判断したとき。</p> <p>ア 死亡者を出した場合 イ 負傷者を出した場合</p>	<p>当該認定をした日から 3か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内 1か月以上2か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内 1か月以上2か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>8 本市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>ア 死亡者を出した場合 イ 負傷者を出した場合</p> <p>9 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であり、かつ、当該業者を入札参加停止する必要があると判断したとき。</p> <p>ア 死亡者を出した場合 イ 負傷者を出した場合</p> <p>(贈賄)</p> <p>10 次のアからウまでに掲げる者が本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上4か月以内 1か月</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上2か月以内 1か月</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（本市と契約を締結する事業所をいう。）を代表する者であらに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）。 ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）。</p>	<p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>11 次のアからウまでに掲げる者が愛知県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内</p>
<p>12 次のア又はイに掲げる者が愛知県以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>13 本市と締結した契約に係る業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p>
<p>14 愛知県内において業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上9か月以内</p>
<p>15 愛知県以外において業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>16 次のアからウまでに掲げる者が本市と締結した契約に係る業務に関し、競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p> <p>17 次のアからウまでに掲げる者が愛知県内の他の公共機関が締結した契約に係る業務に関し、競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p> <p>18 次のア又はイに掲げる者が愛知県以外の他の公共機関が締結した契約に係る業務に関し、競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>19 本市と締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>20 本市以外において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>21 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>22 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(不当要求行為等)</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>23 豊田市法令遵守推進条例16条の規定に基づき、市長が文書で警告した者で、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(暴力団関係者)</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>24 次のアからカまでに掲げる場合に該当するとき、又は警察当局その他関係行政機関から排除要請があり、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	
<p>ア 有資格業者である個人又は法人の役員等(以下「有資格業者の役員等」という。)が暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12か月(ただし、当該入札参加停止期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで(以下同じ。))</p>
<p>イ 暴力団員等が有資格業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12か月</p>
<p>ウ 有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6か月以上12か月以内</p>
<p>エ 有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6か月以上12か月以内</p>
<p>オ 有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6か月以上12か月以内</p>
<p>カ 有資格業者の役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等(有資格業者であるか否かを問わない。)であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6か月以上12か月以内</p>